

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年11月11日

【四半期会計期間】 第80期第2四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）

【会社名】 アイダエンジニアリング株式会社

【英訳名】 AIDA ENGINEERING, LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 会田 仁一

【本店の所在の場所】 神奈川県相模原市緑区大山町2番10号

【電話番号】 042(772)5231（大代表）

【事務連絡者氏名】 取締役 上席執行役員 管理本部長 増田 健

【最寄りの連絡場所】 神奈川県相模原市緑区大山町2番10号

【電話番号】 042(772)5231（大代表）

【事務連絡者氏名】 取締役 上席執行役員 管理本部長 増田 健

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第79期 第2四半期 連結累計期間	第80期 第2四半期 連結累計期間	第79期
会計期間	自 平成25年 4月1日 至 平成25年 9月30日	自 平成26年 4月1日 至 平成26年 9月30日	自 平成25年 4月1日 至 平成26年 3月31日
売上高 (百万円)	31,874	34,163	69,594
経常利益 (百万円)	3,472	3,784	6,715
四半期(当期)純利益 (百万円)	3,054	2,739	5,127
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	4,107	4,400	7,319
純資産額 (百万円)	55,939	62,106	59,655
総資産額 (百万円)	85,135	98,480	91,830
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	50.11	44.59	83.95
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	49.88	44.40	83.44
自己資本比率 (%)	65.6	62.9	64.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,218	5,893	5,978
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△2,397	△533	△3,254
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△273	△1,336	26
現金及び現金同等物の四半期末 (期末) 残高 (百万円)	22,292	31,218	26,038

回次	第79期 第2四半期 連結会計期間	第80期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成25年 7月1日 至 平成25年 9月30日	自 平成26年 7月1日 至 平成26年 9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	26.43	23.70

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第80期第1四半期連結会計期間より「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成25年12月25日)を適用したため、第79期第2四半期連結累計期間、第79期第2四半期連結会計期間及び第79期については遡及適用後の数値を記載しております。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間における世界経済は、米州経済が堅調に推移する一方で、欧州経済は依然として回復ペースが遅く、新興国経済も不透明感が漂っており、全体としては景気の拡大テンポは緩やかなものとなりました。国内経済については、企業業績は良好で全体としては緩やかな回復基調にあるものの、消費税増税前の駆け込み需要の反動もあり消費や生産面では依然として力強さを欠く状況にあります。

鍛圧機械製造業界におきましては、国内及び北米向けの受注が増加し、当第2四半期連結累計期間の受注は前年同期比13.1%増の83,830百万円（一般社団法人 日本鍛圧機械工業会 プレス系機械受注額）となりました。

このような状況の下、当社グループは今年度よりスタートした中期経営計画（平成27年3月期～平成29年3月期）において、「環境・省エネをモノづくりから支えるグローバル先進企業として深化・追求する」というビジョンのもと、①更なる事業拡大を実現する基盤の構築、②グローバル市場におけるトップブランドの確立、③素形材成形の新技術追求、という3つの重要指針を掲げ、事業基盤の強化と収益拡大に取り組んでおります。当第2四半期連結累計期間については、研究開発や海外生産体制の強化に努めるとともに、販売面においてはグループ各社がグローバルに連携し、海外搬入案件の受注獲得に傾注してまいりました。

当第2四半期連結累計期間の受注高は、欧州向け受注が大きく落ち込んだものの米州、日本における自動車関連向けプレス機の堅調な受注に支えられ、前年同期比2.2%増の37,399百万円となりました。売上高は米州、日本で自動車関連向けの売上が増加し、前年同期比7.2%増の34,163百万円となりました。利益面では、営業利益が増収効果等により3,630百万円（前年同期比16.1%増）、経常利益は3,784百万円（同9.0%増）となりましたが、税務上の繰越欠損解消等による税負担増の影響で四半期純利益は2,739百万円（同10.3%減）となりました。

なお、第1四半期連結会計期間より「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成25年12月25日）を適用しており、前年同期比較についてはこれを遡及適用した前年同期の数値を用いております（以下同じ）。

セグメントの業績は以下のとおりであります。

日本：自動車関連向け中・大型プレス機の売上が増加し、売上高は21,230百万円（前年同期比24.1%増）となり、増収効果等によりセグメント利益は2,434百万円（同48.9%増）となりました。

アジア：自動車関連向け中・大型プレス機の工事進行基準の売上減少等により、売上高は8,237百万円（前年同期比13.5%減）となり、セグメント利益は552百万円（同21.7%減）となりました。

米州：自動車関連向け中・大型プレス機販売の増加により、売上高は11,364百万円（前年同期比27.5%増）となり、増収効果及び原価率改善等によりセグメント利益は791百万円（同24.6%増）となりました。

欧州：自動車関連向け中・大型プレス機の工事進行基準の売上減少等により、売上高は6,904百万円（前年同期比3.8%減）となりましたが、原価率の改善等によりセグメント利益は68百万円（前年同期比79百万円増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、資金という）は、前連結会計年度末と比べ5,180百万円増加し31,218百万円となりました。当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

営業活動により得られた資金は5,893百万円（前年同期は2,218百万円の収入）となりました。主な要因は、収入として税金等調整前四半期純利益3,919百万円、売上債権の減少3,909百万円、支出としてたな卸資産の増加1,774百万円、法人税等の支払額802百万円であります。

投資活動によって支出した資金は533百万円（前年同期は2,397百万円の支出）となりました。主な要因は、収入として有価証券の売却200百万円、支出として有形及び無形固定資産の取得による支出849百万円であります。

財務活動の結果、支出した資金は1,336百万円（前年同期は273百万円の支出）となりました。主な要因は、収入として短期借入れによる収入277百万円、支出として配当金の支払額1,614百万円であります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者による当社の財務及び事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得すること目的とする大規模な買付行為が行われようとする場合、これに応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社の経営には、その主たる事業であるプレス機械事業に関する高度な専門知識を前提とした特有の経営のノウハウや、国内外の関係会社、取引先及び顧客等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者にこれらに関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損してしまう可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めていますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の間に適切に判断するためには買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、当該大規模な買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、取引先及び顧客等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主にとっては重要な判断材料となると考えます。

以上のことを考慮し、当社としましては、当社の財務及び事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得すること目的とする大規模な買付行為に際しては、買付者は、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、必要かつ十分な当該買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該買付行為を開始すべきであると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が明らかに濫用目的によるもの又は不適切なものと認められ、その結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社株主全体の利益を著しく損なうものもないとは言えません。当社は、かかる買付行為に対して、当社取締役会が、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って適切と考える方策を取ることも、当社株主全体の利益を守るために必要であると考えております。（以上の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する考え方について、以下「会社支配に関する基本方針」といいます。）

2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みとして、下記3)に記載しているもののほか、以下の取組みを行っております。

当社グループは「成形システムビルダとしてグローバルに発展し、人と社会に貢献する企業であり続ける」ことを企業理念として掲げております。

この企業理念に従い、当社グループは、長期的に成形システム分野で世界の「トップランナー」となることを経営戦略の柱とし、グローバル市場において多様な顧客の異なる価値観・ニーズに対応する成形システム商品の技術開発・商品開発に注力しております。また、国内4ヶ所の生産拠点に加え、海外では米国、イタリア、マレーシア、中国の計4ヶ所の生産拠点、更には世界19カ国に展開する販売サービス拠点をフルに活用することで、世界中の顧客に対して高品質の商品とサービスを迅速に提供しております。

平成26年度よりスタートした中期経営計画(平成27年3月期～平成29年3月期)においては、「環境・省エネをモノづくりから支えるグローバル先進企業として、深化・追求する」というビジョンのもと、①更なる事業拡大を実現する基盤の構築、②グローバル市場におけるトップブランドの確立、③素形材成形の新技術追求、という3つの重要指針を掲げ、中長期的な成長を持続するための更なる事業基盤の強化及び収益の拡大に取り組んでおります。

当社グループは、このような取組みにより、金属その他各種素材に対応する独創的な成形システムの開発・製造・販売・サービスを通じて、株主、顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーと長期的な信頼関係を構築して、企業理念に掲げる人と社会への貢献を実現していく所存です。

上記取組みは、当社グループの市場価値を向上させ、その結果、当社株主全体の利益を著しく損なう大規模買付者が現れる危険性を低減するものであるため、会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えます。

また、係る取組みは、当社グループの価値を向上させるものであるため、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えます。

3) 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成25年5月14日開催の当社取締役会において、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、同年6月27日開催の当社定時株主総会の承認を停止条件として、特定株主グループの議決権割合を20%以上とする目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為

(いざれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したもの除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、係る買付行為を「大規模買付行為」といい、係る買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます)を対象とする大規模買付ルール(以下「大規模買付ルール」といいます)を設定し、大規模買付者がこれを遵守した場合及びしなかった場合につき一定の対応方針(以下「本対応方針」といいます)を継続して採用することを決議し、平成25年6月27日開催の当社定時株主総会において承認をいただいております。

大規模買付ルールは、大規模買付者には、必要かつ十分な当該大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始すべきであるとしております。当社取締役会は、係る情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、独立の外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し公表いたします。さらに、必要と認めれば、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案の提示も行います。本対応方針では、大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されなかった場合又は大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうと判断され、対抗措置を発動することが相当であると認められる場合には、当社取締役会は、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

本対応方針の詳細につきましては、平成25年5月14日付プレスリリース「会社の支配に関する基本方針及び大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)の継続に関するお知らせ」(当社ホームページ
: <http://www.aida.co.jp>)をご参照ください。

4) 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること、株主共同利益を損なうものではないこと及び会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと並びにその理由

①本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応方針、特別委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本対応方針は、大規模買付者が必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、係る大規模買付者に対して当社取締役会は当社株主全体の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、会社支配に関する基本方針の考え方方に沿って設計されたものであると言えます。

②本対応方針が株主共同利益を損なうものではないこと

上記1)記載のとおり、会社支配に関する基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、係る会社支配に関する基本方針の考え方方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保証することを目的としております。本対応方針によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応方針の発効・延長及び有効期限前の廃止が当社株主の皆様の承認を条件としており、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

なお、本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。

③本対応方針が会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主全体の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は係る本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必要に応じて独立の外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。

このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれています。さらに、当社の取締役任期は1年であり、期差任期制は採用しておりませんので、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

以上

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費の総額は480百万円であります。なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	188,149,000
計	188,149,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年11月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	73,647,321	73,647,321	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株 であります。
計	73,647,321	73,647,321	—	—

(注) 「提出日現在の発行数」には、平成26年11月1日からこの四半期報告書提出日までに新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年9月9日	
新株予約権の数(個)	28	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注) 1 28,000	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	
新株予約権の行使期間	自 平成26年9月30日 至 平成56年9月29日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 2 発行価格 1,011.25 資本組入額 506	
新株予約権の行使の条件	(注) 3	
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	

(注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、募集新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剩余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとする。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日間に限って募集新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)に拘わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、（注）4に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

① 新株予約権者が平成55年9月29日に至るまでに権利行使開始日を迎えた場合
平成55年9月30日から平成56年9月29日

② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

4 組織再編成における募集新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注) 2に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

(注) 5に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

(注) 3に準じて決定する。

5 募集新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年9月30日	—	73,647	—	7,831	—	12,425

(6) 【大株主の状況】

平成26年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱ (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	4,456	6.05
第一生命保険㈱	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	4,000	5.43
資産管理サービス信託銀行㈱(信託E 口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	3,395	4.61
日本生命保険(相)	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	2,533	3.44
明治安田生命保険(相)	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	2,516	3.42
日本マスタートラスト信託銀行㈱(信 託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	2,275	3.09
㈱みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	2,179	2.96
CMBL S. A. RE MUTUAL FUNDS (常任代理人 ㈱みずほ銀行決済営業 部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島4丁目16番13号)	1,760	2.39
会田 仁一	東京都港区	1,433	1.95
RBC ISB A/C DUB NON RESIDENT - TREATY RATE (常任代理人 シティバンク銀行㈱)	14 PORTE DE FRANCE, ESCH-SUR-ALZETTE, LUXEMBOURG, L-4360 (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	1,357	1.84
計	—	25,907	35.18

- (注) 1 日本トラスティ・サービス信託銀行㈱及び日本マスタートラスト信託銀行㈱の所有株式数は信託業務に係る所有株式数であります。
- 2 上記のほか自己株式が8,824千株あります。
- 3 資産管理サービス信託銀行㈱(信託E口)は、株式給付信託(J-ESOP)における当社株式の再信託先であります。
- 4 ㈱みずほ銀行から、平成26年9月5日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成26年8月29日現在で以下の株式を保有している旨の報告をうけておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができない部分については、大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は、次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
㈱みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	株式 2,179,173	2.96
みずほ証券㈱	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	株式 327,600	0.44
みずほ信託銀行㈱	東京都中央区八重洲1丁目2番1号	株式 4,125,000	5.60
みずほ投信投資顧問㈱	東京都港区三田3丁目5番27号	株式 599,400	0.81

(7) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 12,220,300	33,956	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 61,341,500	613,415	—
単元未満株式	普通株式 85,521	—	—
発行済株式総数	73,647,321	—	—
総株主の議決権	—	647,371	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には当社所有の自己株式 7株が含まれております。

②【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) アイダエンジニアリング㈱	神奈川県相模原市緑区 大山町2番10号	8,824,700	3,395,600	12,220,300	16.59
計	—	8,824,700	3,395,600	12,220,300	16.59

(注) 当社は、「株式給付信託(J-ESOP)」の導入に伴い、平成22年12月1日付けで自己株式3,400,000株を資産管理サービス信託銀行㈱(信託E口)(東京都中央区晴海1丁目8番12号)へ拠出しております。なお、自己株式数については、平成26年9月30日現在において信託E口が所有する当社株式(3,395,600株)を自己株式数に含めております。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	19,579	23,476
受取手形及び売掛金	19,768	17,949
電子記録債権	114	248
有価証券	7,200	8,200
製品	1,231	3,493
仕掛品	8,710	8,050
原材料及び貯蔵品	1,719	2,295
繰延税金資産	1,459	1,528
その他	3,853	4,796
貸倒引当金	△69	△81
流動資産合計	63,567	69,956
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	20,993	21,136
減価償却累計額	△13,756	△13,936
建物及び構築物（純額）	7,237	7,199
機械装置及び運搬具	10,268	10,874
減価償却累計額	△5,872	△6,394
機械装置及び運搬具（純額）	4,395	4,480
土地	5,088	5,103
建設仮勘定	433	579
その他	2,510	2,667
減価償却累計額	△2,020	△2,104
その他（純額）	489	563
有形固定資産合計	17,645	17,925
無形固定資産	1,092	1,103
投資その他の資産		
投資有価証券	5,231	5,615
保険積立金	3,456	3,557
退職給付に係る資産	582	57
繰延税金資産	93	100
その他	237	205
貸倒引当金	△77	△42
投資その他の資産合計	9,525	9,494
固定資産合計	28,263	28,523
資産合計	91,830	98,480

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	7,781	7,559
電子記録債務	1,931	2,844
短期借入金	991	1,249
1年内返済予定の長期借入金	500	500
未払金	1,052	1,019
未払法人税等	943	1,299
前受金	9,293	11,297
製品保証引当金	1,427	1,432
賞与引当金	1,087	895
役員賞与引当金	54	56
受注損失引当金	324	174
その他	2,563	2,409
流動負債合計	27,951	30,736
固定負債		
長期借入金	1,000	1,000
長期未払金	250	250
繰延税金負債	2,367	2,373
株式給付引当金	160	180
退職給付に係る負債	114	115
圧縮未決算特別勘定	—	1,338
その他	330	379
固定負債合計	4,223	5,637
負債合計	32,174	36,374
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,831	7,831
資本剰余金	12,498	12,415
利益剰余金	43,288	41,438
自己株式	△7,978	△5,283
株主資本合計	55,639	56,400
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,529	2,780
繰延ヘッジ損益	△219	△167
為替換算調整勘定	1,367	2,728
退職給付に係る調整累計額	216	214
その他の包括利益累計額合計	3,894	5,556
新株予約権	121	149
純資産合計	59,655	62,106
負債純資産合計	91,830	98,480

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
売上高	31,874	34,163
売上原価	24,805	26,316
売上総利益	7,068	7,847
販売費及び一般管理費	※ 3,941	※ 4,216
営業利益	3,126	3,630
営業外収益		
受取利息	26	46
受取配当金	46	59
養老保険満期償還益	64	28
為替差益	208	21
その他	37	58
営業外収益合計	384	213
営業外費用		
支払利息	18	17
その他	19	41
営業外費用合計	38	59
経常利益	3,472	3,784
特別利益		
固定資産売却益	1	1
受取保険金	—	172
特別利益合計	1	173
特別損失		
固定資産売却損	0	0
固定資産除却損	3	38
特別損失合計	3	38
税金等調整前四半期純利益	3,471	3,919
法人税、住民税及び事業税	339	1,125
法人税等調整額	77	55
法人税等合計	417	1,180
少数株主損益調整前四半期純利益	3,054	2,739
四半期純利益	3,054	2,739

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	3,054	2,739
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	626	250
繰延ヘッジ損益	246	51
為替換算調整勘定	180	1,361
退職給付に係る調整額	—	△2
その他の包括利益合計	1,053	1,661
四半期包括利益	4,107	4,400
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,107	4,400

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	3,471	3,919
減価償却費	728	808
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△3	△23
製品保証引当金の増減額（△は減少）	△0	1
賞与引当金の増減額（△は減少）	41	△198
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	14	1
受注損失引当金の増減額（△は減少）	△105	△146
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△22	—
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	—	0
退職給付に係る資産の増減額（△は増加）	—	△44
株式給付引当金の増減額（△は減少）	21	20
受取利息及び受取配当金	△73	△105
支払利息	18	17
有形固定資産売却損益（△は益）	△1	△1
売上債権の増減額（△は増加）	2,149	3,909
たな卸資産の増減額（△は増加）	△622	△1,774
仕入債務の増減額（△は減少）	△1,855	90
その他の資産の増減額（△は増加）	△811	527
その他の負債の増減額（△は減少）	△621	△288
その他	60	△106
小計	2,388	6,607
利息及び配当金の受取額	72	105
利息の支払額	△18	△17
法人税等の支払額	△224	△802
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,218	5,893
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△1,269	—
定期預金の払戻による収入	—	110
有価証券の売却による収入	—	200
有形固定資産の取得による支出	△868	△797
有形固定資産の売却による収入	106	3
無形固定資産の取得による支出	△367	△51
その他	1	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,397	△533
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	918	277
リース債務の返済による支出	△8	△7
自己株式の取得による支出	△1	△0
自己株式の売却による収入	32	7
配当金の支払額	△1,215	△1,614
財務活動によるキャッシュ・フロー	△273	△1,336
現金及び現金同等物に係る換算差額	463	1,157
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	10	5,180
現金及び現金同等物の期首残高	22,281	26,038
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 22,292	※ 31,218

【注記事項】

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した单一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、第1四半期連結会計期間の期首の「退職給付に係る資産」が569百万円減少、「利益剰余金」が366百万円減少しております。また、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用)

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成25年12月25日）を第1四半期連結会計期間より適用し、当社から信託へ自己株式を処分した時点で処分差額を認識するとともに、従業員へのポイント割当費用の単価を変更し、費用に対応する負債科目を「長期未払金」から「株式給付引当金」に変更しております。当該会計方針の変更是遡及適用され、前年同四半期及び前連結会計年度については遡及適用後の四半期連結財務諸表及び連結財務諸表となっております。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前連結会計年度末の「流動負債その他」が24百万円減少、「長期未払金」が152百万円減少、「株式給付引当金」が160百万円増加、「自己株式」が767百万円減少、「資本剰余金」が576百万円減少、「利益剰余金」が192百万円減少し、前第2四半期連結累計期間の経常利益及び四半期純利益がそれぞれ2百万円増加しております。

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費の主なものは、下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
給料及び手当	1,079百万円	1,211百万円
賞与引当金繰入額	267	288
福利厚生費	264	265
旅費交通費	234	256
減価償却費	165	194
技術研究費	335	432
報酬謝礼費	151	153

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
現金及び預金	17,941百万円	23,476百万円
預入期間が3か月超の定期預金	△1,349	△457
有価証券（預入期間が3か月以内の譲渡性 預金）	5,700	8,200
現金及び現金同等物	22,292	31,218

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,221	19.00	平成25年3月31日	平成25年6月28日

(注) 上記の配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）に対する配当金64百万円を含んでおります。

- (2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

2 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

II 当第2四半期連結累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

1 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,620	25.00	平成26年3月31日	平成26年6月30日

(注) 上記の配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）に対する配当金84百万円を含んでおります。

- (2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

2 株主資本の著しい変動に関する事項

平成26年5月13日開催の取締役会決議に基づき、平成26年5月30日に自己株式5,500,000株を消却いたしました。この結果、当第2四半期連結累計期間において自己株式が2,689百万円、資本剰余金が86百万円、利益剰余金が2,603百万円それぞれ減少しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額(注)2
	日本	アジア	米州	欧州	計		
売上高							
外部顧客への売上高	7,906	8,829	8,643	6,495	31,874	—	31,874
セグメント間の内部売上高 又は振替高	9,205	690	272	685	10,853	(10,853)	—
計	17,111	9,519	8,915	7,180	42,727	(10,853)	31,874
セグメント利益又は損失(△)	1,634	705	634	△10	2,964	162	3,126

(注) 1 売上高の調整額はセグメント間取引高の消去額であり、セグメント利益又は損失の調整額はセグメント間取引消去に伴う調整額であります。

2 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3 「会計方針の変更」に記載のとおり、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」により、会計方針の変更は遡及適用され、前第2四半期連結累計期間について遡及適用後の数値となっております。この結果、遡及適用を行う前と比べて「日本」セグメントのセグメント利益は2百万円増加しております。

II 当第2四半期連結累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額(注)2
	日本	アジア	米州	欧州	計		
売上高							
外部顧客への売上高	10,373	7,373	11,003	5,411	34,163	—	34,163
セグメント間の内部売上高 又は振替高	10,856	863	360	1,492	13,573	(13,573)	—
計	21,230	8,237	11,364	6,904	47,736	(13,573)	34,163
セグメント利益	2,434	552	791	68	3,847	(216)	3,630

(注) 1 売上高の調整額はセグメント間取引高の消去額であり、セグメント利益の調整額はセグメント間取引消去に伴う調整額であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3 「会計方針の変更」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに割引率の決定方法を変更したことにより、報告セグメントの退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに割引率の決定方法を同様に変更いたしました。なお、当該変更による各報告セグメント利益に及ぼす影響は軽微であります。

4 「会計方針の変更」に記載のとおり、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」を適用しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4月 1 日 至 平成25年 9月 30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成26年 4月 1 日 至 平成26年 9月 30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	50円11銭	44円59銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (百万円)	3,054	2,739
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額 (百万円)	3,054	2,739
普通株式の期中平均株式数 (千株)	60,948	61,424
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	49円88銭	44円40銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	276	264
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

- (注) 1 「(1) 1 株当たり四半期純利益金額」及び「(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額」の算定上の基礎の「普通株式の期中平均株式数」においては、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する当社株式（前第 2 四半期連結累計期間3,396,300株、当第 2 四半期連結累計期間3,395,600株）を自己株式として会計処理していることから、「普通株式の期中平均株式数」は、当該株式を控除して算出しております。
- 2 「会計方針の変更」に記載のとおり、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」の適用により、会計方針の変更は遡及適用され、前第 2 四半期連結累計期間については遡及適用後の四半期連結財務諸表となっております。この結果、遡及適用を行う前と比べて、前第 2 四半期連結累計期間の「1 株当たり四半期純利益金額」及び「潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額」はそれぞれ0円4銭増加しております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月11日

アイダエンジニアリング株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山崎 隆浩 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 斎藤 祐暢 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアイダエンジニアリング株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アイダエンジニアリング株式会社及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。